

千葉県警察交通安全緊急対策アクションプランの推進状況(R3.10~R4.3)

通学路等における交通安全の確保

1. 道路交通環境の整備

(1) 通学路における合同点検結果に基づく対策の実施

対策箇所: 644か所(約9割が対策完了)

【主な対策】

- ・信号機の新設、信号灯火のLED化
- ・横断歩道の新設、補修
- ・車両通行止め等の交通規制の実施
- ・標識、道路標示の補修 等



【信号機及び横断歩道の新設】

(2) 地域の実情に応じた安全対策の継続的推進

- ① 市町村単位で実施する「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路点検を継続実施
- ② 令和4年3月10日、船橋市内において県下初の「ゾーン30プラス」を整備



【ゾーン30プラスの整備状況】

(3) 未就学児の利用経路対策の実施(保育所等のいわゆる「お散歩コース」の安全確保)

対策箇所: 224か所(対策完了)

【主な対策】

- ・信号機改良(信号サイクル調整)
- ・横断歩道の新設、移設、補修 等



【キッズゾーンの整備】

2. 交通規範の周知徹底

(1) 交通規制の実効性を確保する取締りの実施

- ・可搬式オービスを活用した速度違反取締り
実施回数: 400回(前年比+102回)
摘発件数: 2,334件(前年比+843件)
設置場所: 通学路、生活道路において集中運用
- ・体制強化: 交通指導課取締・捜査支援班の増員
- ・可搬式オービスの追加配備: 7台追加。R4.4から10台運用開始。



【街頭見守り活動】

(2) 子供を始めとする歩行者の安全確保

- ① 小学校の放送室や電子黒板を活用した交通安全教育、SNSを活用した交通安全教育動画の配信等を実施
- ② 登下校時間帯の街頭見守り活動を実施
- ③ 横断歩行者等妨害等違反の重点的な取締り
通学路における検挙件数: 4,253件(前年比+1,537件)

飲酒運転の根絶

1. 飲酒運転の防止

(1) 自家用車(白ナンバー)を利用する事業者対策の強化

- ① 安全運転管理者未選任事業所の新規登録: 1,180事業所(前年比+1,013事業所)
- ② 未選任事業所一掃期間の実施(R3.9.13~R3.10.31): 新規把握865事業所
※ 保管場所データを活用し、管内に車両5台以上の登録がある事業所を抽出
- ③ 安全運転管理者等に対する安全運転管理業務の徹底
 - ・安全運転管理者等の選任要件等を周知するチラシの作成
 - ・改正道路交通法施行規則(安全運転管理者による運転者の酒気帯びの有無の確認等)のチラシ配布及び関係団体に対する法改正の周知

(2) 交通安全教育の更なる推進

- ① 飲酒疑似体験ゴーグルの活用
実施回数: 92回(前年比+35回)、実施人数: 4,221人(前年比+3,030人)
- ② 市原刑務所と連携し、飲酒運転受刑者の手記を作成。今後、同手記の印刷・配布及び動画制作を実施
- ③ 飲酒疑似体験ゴーグルの追加配備: 18個(18署に配備。空港署を除く38署に整備)



【飲酒疑似体験ゴーグル】

(3) 県民に対する広報・啓発

- ① 県警HPにおける飲酒運転根絶に関する内容の更なる充実
 - ・「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に関する動画配信及び千葉県作成の啓発動画へリンク設定を実施
 - ・飲酒運転による交通人身事故の詳細分析を公表
- ② 飲酒運転根絶協議会や関係機関・団体等と連携し、飲食店訪問によるハンドルキーパー運動等の広報啓発、各種キャンペーンを実施
- ③ 千葉県と連携して飲酒運転根絶宣言事業所及び飲食店の募集活動を推進



【キャンペーンの状況】

2. 飲酒運転取締りの強化

(1) 飲酒運転取締り強化プロジェクトチームの設置(R3.10~R3.12)

- 摘発件数: 156件(内訳: 検挙件数95件、警告件数61件)
※ 飲酒PTによる摘発は、設置期間中の県下における摘発件数(525件)の約30%
【参考: 飲酒運転の取締り(R3.10~R4.3)】
摘発件数: 844件(内訳: 検挙件数568件(前年比-46件)、警告件数276件(前年比+98件))

(2) 新たな飲酒運転取締り手法の検討・導入

- ① 飲酒運転取締りメールBOXの設置(R3.10.12~): 情報提供件数226件(うち摘発件数9件)
- ② 一部の署に覆面パトカーを追加配備
- ③ アルコール測定器の配備拡充: 60台追加。現在、署等において129台を活用中。